優良自動車整備事業者の認定に係る登録免許税について

平成１８年４月１日以降に道路運送車両法第９４条第１項の規定による優良自動車整備事業者の認定を受けた（廃止新規も含まれます）ときは、登録免許税法の規定に基づき次のとおり登録免許税の納付が必要です。

登録免許税額

①	優良自動車整備事業者の認定（1種）	1件につき　90，000円
②	優良自動車整備事業者の認定（2種）	1件につき　60，000円
③	優良自動車整備事業者の認定（特殊）	1件につき　30，000円

登録免許税の納付は、優良自動車整備事業者の認定を受けた後に行う事となります。

運輸局から、「認定書」と一緒に「登録免許税納付通知書」、「登録免許税領収証書届出書」、「納付書・領収済通知書」が送付されますので、「登録免許税納付通知書」に記載された金額を、「納付書・領収済通知書」により納付します。

納付が終わったら「登録免許税納付通知書」に記載された登録免許税領収証書届出書提出期限までに、金融機関の領収日付印が押印された「領収証書」を「登録免許税領収証書届出書」に貼付して運輸局に提出して下さい。

登録免許税納付の流れ

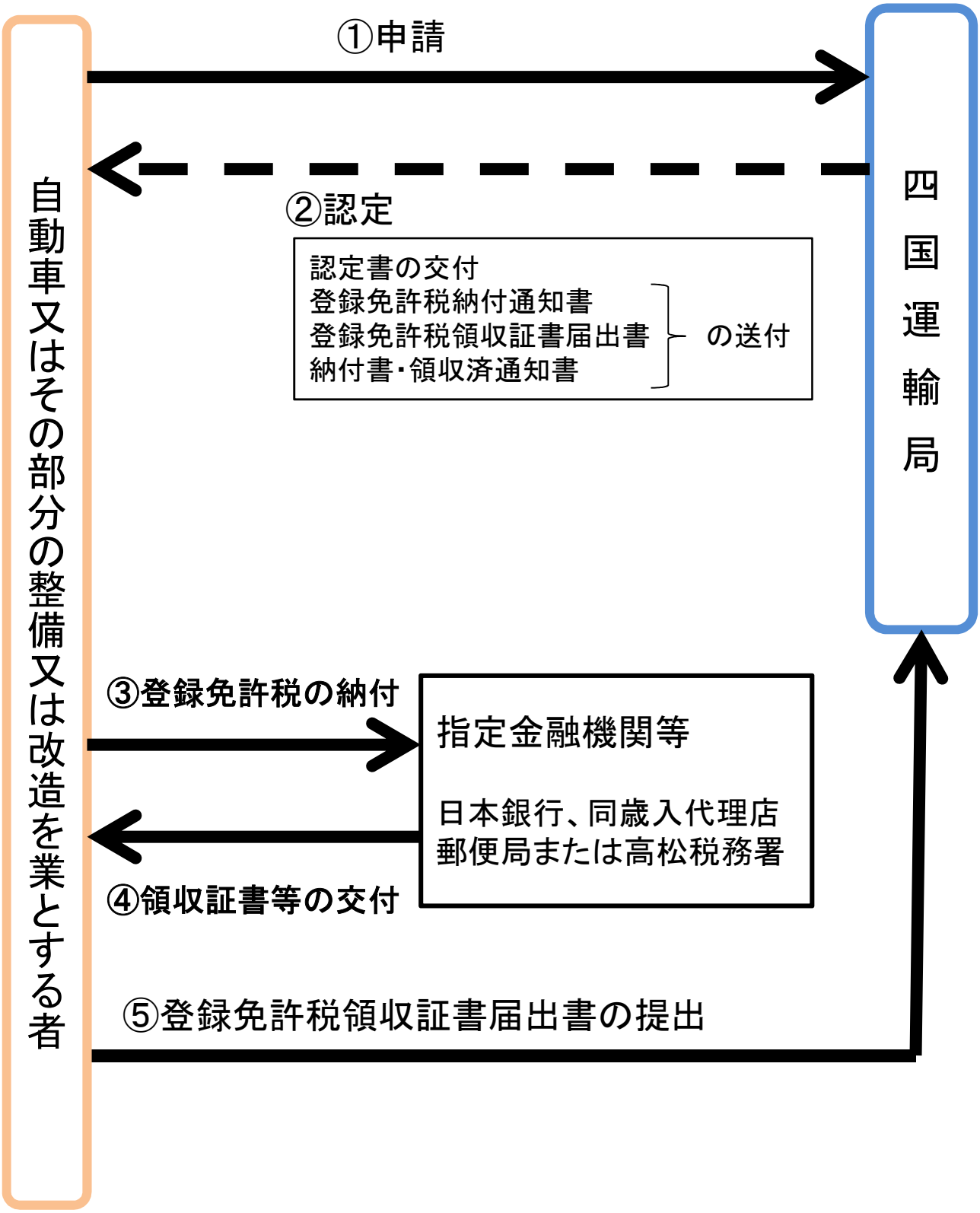
①申請
②認定
認定書の交付
登録免許税納付通知書
登録免許税領収証書届出書
納付書・領収済通知書
の送付
四国運輸局
自動車又はその部分の整備又は改造を業とする者
③登録免許税の納付
指定金融機関等
日本銀行、同歳入代理店
郵便局または高松税務署
④領収証書等の交付
⑤登録免許税領収証書届出書の提出